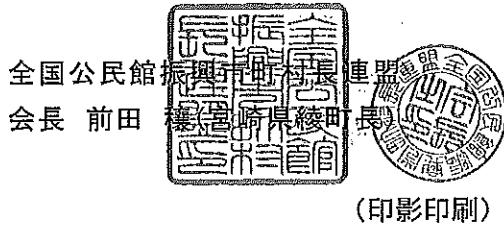


25公振連発第1号
平成25年4月5日

全国公民館振興市町村長連盟
各正会員様



社会教育法第23条第1項第1号の解釈について(情報提供)

平素より本連盟に対しまして格別のご支援、ご協力を賜わり、厚くお礼申し上げます。

公民館は、住民の生涯学習・社会教育の中核的な位置づけとして、さらなる地方分権・地域主権を迎える我が国にとって欠くことができません。

さて、別紙について情報提供がありましたのでお送りいたします。

「公民館が地域の実情に合わせて柔軟に運営され、その活動がいっそう活性化されるよう、適切な指導をお願います」と通知にもあるとおり、本連盟においては、最も重要視されなければならないのは地域社会の健全な発展と考えております。各公民館においては教育委員会や公民館運営審議会等、様々な機関とよく連携を図り、公民館が地域社会に愛され、適切に運営されるよう願うところです。

尚、「(2) 地域の芸術振興のための個展における作品の販売」については、本連盟でも、主たる目的が「公民館における健全な地域社会の発展に資する事業」において「付随する一部の商取引は問題とするところではない」と認識しているため、従前の解釈が変わったものではないと考えております。

今回の通知により、日々の運営における判断のよりどころのひとつとなり、今後ますます全国各地の公民館活動が円滑に行われ、健全な地域社会の発展が促進されることを期待しております。

【添付資料】

「社会教育法第23条第1項第1号の解釈について(通知)」(写)

【お問い合わせ先】

全国公民館振興市町村長連盟 事務局長 慶野 誠
〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-16-8 飯島ビル3階
電話:03-3539-1005 FAX:03-3501-3481 メール:master@koshinren.jp

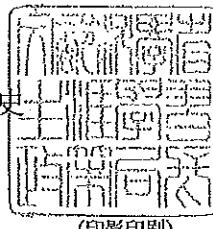
文部科学省生涯学習政策局長
合田 隆史

1/2

24文科生第779号
平成25年3月26日

各都道府県教育委員会教育長 殿

文部科学省生涯学習政策局長
合田 隆史



社会教育法第23条第1項第1号の解釈について（通知）

平成25年3月12日に「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」が閣議決定されました。その中に「公民館の運営方針（23条1項1号）については、施設命名権の売却を禁止するものではないこと等について各地方公共団体に通知する。」という記載があります。

これは、全国市長会から、「公民館において「ネーミングライツを実施することや、個展において作品を販売することなど、これらの創意工夫に基づく活動ができない状況にある」「さらなる「基礎自治体への権限移譲」及び「義務付け・枠付けの見直し」について【提案】（平成24年7月24日）との指摘がなされたことを受け、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第23条第1項第1号の解釈について、改めて周知を図ることを定めたものです。

法第23条第1項第1号の解釈は下記のとおりですので、貴教育委員会におかれでは、域内の市（特別区を含む。）町村教育委員会に対し、本件について周知徹底を図られるとともに、公民館が地域の実情に合わせて柔軟に運営され、その活動がいっそう活性化されるよう、適切な指導をお願いします。

記

1 法第23条第1項第1号の趣旨について

法第23条第1項第1号では、公民館が「もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること」を禁止している。

本規定の趣旨は、公民館が、法第20条に掲げる目的を没却して専ら営利のみを追求することや、特定の営利事業に対して特に便宜を図り、それによって当該事業に利益を与えることを禁止するもので、公民館が営利事業に関わることを全面的に禁止するものではない。

2 全国市長会からの指摘による具体的事例について

（1）施設命名権（ネーミングライツ）の売却

施設命名権の売却が、入札等の方法を通じて公正に行われるものであれば、法第23条第1項第1号で禁止される行為には当たらない。

写

2/2

(2) 地域の芸術振興のための個展における作品の販売

① 公民館が個展を主催する場合

公民館が専ら営利のみを追求することは禁止されているところであるが、法第20条に掲げる目的のために実施する事業であれば、その一環として作品の販売を行うことは、法第23条第1項第1号で禁止される行為には当たらない。

ただし、特定の者に特別の利益を与える意図をもって事業を実施することは、同号における「営利事業を援助すること」に当たるため禁止されている。また、作品の販売を営利事業者に委託する場合は、当該事業者が公正に選定されるよう留意する必要がある。

② 個展を行う事業に対して公民館の施設を供与する場合

公民館が、特定の営利事業に対して、使用回数や使用時間、使用料等に関して優遇するなど、特に便宜を図り、それによって当該事業に利益を与えることは禁止されているところであるが、公民館の施設を供与する事業が作品の販売を伴うものであっても、公正に施設の供与を行うのであれば、法第23条第1項第1号で禁止される行為には当たらない。

(参考)

○ 社会教育法（昭和24年法律第207号）

（目的）

第20条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

（公民館の運営方針）

第23条 公民館は、次の行為を行つてはならない。

- 一 もつぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
- 二 (略)

2 (略)

【担当】

生涯学習政策局社会教育課 法規係

電話 03(5253)4111 (内線2973)

(直通 03(6734)2977)

FAX 03(6734)3718

E-MAIL syakai@mext.go.jp